
*
* 定 款 **

令和 4 年 6 月 29 日改定

ロックペイント株式会社

第 1 章 総 則

- 第 1 条 当会社は、ロックペイント株式会社と称し、英文ではROCK PAINT CO., LTD. と表示する。
- 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 塗料および塗料原料の製造販売
 2. 工業化学薬品の製造販売
 3. 接着剤の製造販売
 4. 塗装用品の製造販売
 5. 塗装の請負
 6. 園芸の経営
 7. 化粧品、石けん、洗剤の製造および販売
 8. 段ボール箱、紙器の製造、加工、および販売
 9. 不動産の管理、賃貸、および売買
 10. 前記各号に付帯する一切の業務
- 第 3 条 当会社は、本店を大阪市におく。
- 第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
- (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人
- 第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、産経新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

- 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、8,800万株とする。
- 第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
- 第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

- 第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。
- 第 10 条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または登録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか取締役会で定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

- 第 11 条 定時株主総会は、第 12 条に定める基準日の翌日から 3 カ月以内に招集する。
- 第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
- 第 13 条 株主総会は、取締役会の決議により社長が招集し議長となる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにかわる。
- 第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
- 第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- ② 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、監査役および 取締役会、監査役会

- 第17条 当会社に取り締役8名以内、監査役4名以内を置く。
- 第18条 取締役および監査役は、株主総会の決議によって選任する。
- ② 取締役および監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票の方法によらない。
- 第19条 取締役の任期は、選任後2年以内、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 第20条 取締役および監査役に欠員が生じても法定数以上であり且つ業務に支障がなければ補欠選任を行わない。
- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。
- 第21条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役のうちから社長1名を選定し、必要に応じ、会長1名、副社長、専務取締役、常務取締役、および、相談役各若干名を選定することができる。
- ② 会長、社長、副社長は代表取締役とし、各自会社を代表する。以上のほか取締役会の決議により会社を代表すべき取締役を選定することができる。
- 第22条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。
- 第23条 取締役会は、取締役会規則に定める者が招集し、その議長となる。
- ② 取締役会の招集は、その前日までに各取締役および各監査役に通知しなければならない。ただし、取締役会において定例会を定めたとき、または取締役および監査役の全員の同意があれば、招集の手続を経ないで開くことができる。
- 第24条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。
- 第25条 取締役会において取締役会規則を定める。
- 第26条 監査役会の招集は、その前日までに各監査役に通知しなければならない。ただし、監査役の全員の同意があれば、招集の手続を経ないで開くことができる。

- 第 27 条 監査役会において監査役会規則を定める。
- 第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項に基づき、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を限度として免除することができる。
- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項に基づき取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 計 算

- 第 29 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとする。
- 第 30 条 当社は、毎年 3 月 31 日を基準日として、株主または登録株式質権者に対し、定時株主総会の決議をもって、期末配当金として剰余金の配当をすることができる。
- ② 当社は、毎年 9 月 30 日を基準日として、株主または登録株式質権者に対し、取締役会の決議をもって中間配当金として剰余金の配当をすることができる。
- ③ 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

（附則）

1. 現行定款第 15 条の削除および変更案 15 条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上

この写しは現行定款原本と相違ありません。

令和4年6月29日

大阪市西淀川区姫島3丁目1番47号

ロックペイント株式会社

代表取締役社長 内海 東吾